

保護者殿

県立名護特別支援学校
校長 岡越 猛
(公印省略)

インフルエンザり患に伴う受診結果及び登校について

インフルエンザによる欠席後の登校の際には下記事項を記入の上、提出して下さい。
学校保健安全施行規則第19条第2項により、インフルエンザによる出席停止の基準は、
「発症から5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあたっては3日）を経過するまで」
とされています。
なお、薬の処方箋かその写しも一緒に提出してください。

記

インフルエンザ証明書

(幼・小・中・高)

年 組 幼児児童生徒氏名

1 診断名： _____ 2 診断日： _____ 月 _____ 日

3 医療機関名： _____

4 体温の状況

体温測定月日	測定時間：(体温)	測定時間：(体温)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)

(発熱期間が長く、解熱後の2日が記録できない場合は、裏面をご利用下さい)

上記のとおり、発症から5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあつて3日）を経過しました。病状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登校いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

体温測定月日	測定時間：(体温)	測定時間：(体温)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)
月 日	午前 時 分 (度)	午後 時 分 (度)

インフルエンザ出席停止期間早見表

(平成24年4月23日付 教育庁保健体育課資料 参照)

※「発症した後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。
(発症後4日目以降に解熱した場合(例3・4)は、出席停止の期間が延期されていく。)

<例1> 発症後1日目に解熱した場合

発熱①	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
発症当日 0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目
出席停止						登校可能

<例2> 発症後2日目に解熱した場合

発熱①	発熱②	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
発症当日 0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目
出席停止						登校可能

<例3> 発症後4日目に解熱した場合

発熱①	発熱②	発熱③	発熱④	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
発症当日 0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
出席停止							登校可能

<例4> 発症後5日目に解熱した場合

発熱①	発熱②	発熱③	発熱④	発熱⑤	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
発症当日 0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
出席停止								登校可能

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延期されていく。)

